

獅子島架橋基礎調査(可能性調査)業務委託 プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- ・業務の名称 獅子島架橋基礎調査(可能性調査)業務委託
- ・業務の概要

本業務は、獅子島架橋実現に向けて、想定ルート抽出や橋梁概略検討、概算工事費の算出など、架橋建設事業の規模を把握するため、概略的な技術検討を行い、併せて今後の調査検討の内容や進め方を整理するものである。

(1) 受注者の選定方式

本業務の受注者は、公募型プロポーザル方式により選定するものとし、本実施要領においてその選定方法の詳細を定めるものとする。

プロポーザルの審査は、長島町が設置する「獅子島架橋基礎調査(可能性調査)プロポーザル審査委員会」(以下、「委員会」という。)が実施するものとし、参加者各々の提案書を審査し評価点を算定して比較し、最も評価点が高い者を受注者に選定する方法について定めるものである。

(2) 失格事項

プレゼンテーション審査完了前に参加者が次の何れかに該当する事態が生じた場合は、発注者は当該者を失格にすることができる。なお、審査完了後に最優秀提案者がそれに該当することが判明した場合は、発注者は最優秀提案者の次に評価点が高い者を受注者に選定することができるものとする。

- ① 本実施要領に示されたプロポーザル参加要件を満たさない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載がされている場合
- ③ 提出書類及び提出する方法が本実施要領に定める事項に適合しない場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- ⑥ 技術提案書の内容の履行ができないことが明らかな場合

(3) 契約方法

本プロポーザル実施要領及び仕様書に基づき最優秀提案者が提案した内容に沿って、必要に応じて発注者と最優秀提案者が詳細を協議調整（本プロポーザルは公募開始時点における計画であるため、当該協議調整には、公募にあたり必要な計画変更も含まれる）のうえ合意を図り、契約を締結するものとする。

ただし、契約期間が複数年度にわたる場合においては、単年度毎の契約を締結することがある。なお、契約の時期は下記「4. プロポーザルのスケジュール」に記載のとおりとする。

(4) 事業の内容

別記1「獅子島架橋基礎調査(可能性調査)業務委託仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書は、最優秀提案者として選定された者の提案内容に応じて内容を変更することがある。

(5) 履行期限

契約日から令和7年3月31日までとする。

なお、本業務は、令和7年10月31日までの繰越を予定している。

(6) 提案上限額

提案上限額の設定は25,000,000円（税込み）とする。

2 プロポーザルの参加要件

本プロポーザルへの参加者は、下記の参加資格を満たす者に限るものとする。

- (1) 参加者は、会社法(平成17年法律第86号)に定める会社とし、日本国に存する単体または複数からなる企業グループ(代表者とその他の構成員)とし、本プロポーザルに参加する他のグループの代表者または構成員ではないこと。
- (2) 参加者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 参加者は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は、その構成員の統制下にある者でないこと、暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が再委託先或いは下請け先に至るまで一切含まれないこと。
- (4) 参加者は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てが行われ同法に基づく裁判所の再生手続開始決定が行われていない者、又は、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てが行われ同法に基づく裁判所の更生手続開始決定が行われていない者であること。
- (5) 参加者は、国、都道府県及び市町村税の滞納がないこと。
- (6) 参加者は、本町の競争入札参加資格者名簿に登録され、本町から指名停止を受けていない者であること。
- (7) 参加者(企業グループの場合は代表者及び構成員の何れか)は、九州内に本社若しくは支店・従たる事務所を有する者であること。
- (8) 参加者(企業グループの場合は代表者または構成員の何れか)は、国土交通省の定める建設コンサルタント(道路部門、鋼構造及びコンクリート部門、港湾及び空港部門)に登録されていること。
- (9) 参加者(企業グループの場合は代表者及び構成員の何れか)は、国(公社及び公団を含む。)、県又は市町村が発注した同種実績を有し、町との協議、調整に十分な能力を有し、本業務を十分に遂行できると認められる者であること。(なお、同種実績とは、過去に支間長が150メートルを超える海上橋梁の設計業務を竣工した履行実績をいう。)

3 再委託及び下請について

本業務を契約するに至った際に、受注者が事業の部分的な内容について再委託又は下請（以下、「再委託」という。）を希望する場合は、発注者が適切な業務の履行に支障がないと認める場合に限り、次の条件で行うことができるものとする。

- （１）再委託を希望する場合は、発注者へ書面により申請し予め承諾を得るものとする。
- （２）受注者は、再委託の相手方が契約の条件を遵守して履行を行うよう指導し、再委託の相手方が再委託した内容に関し行った全ての行為について再委託の相手方と連帯し、その責任を負うものとする。
- （３）受注者は、再委託の相手方が契約の条件に違反したことにより本町または第三者に損害を与えたときは、再委託の相手方と連帯して賠償の責任を負うものとする。
- （４）受注者は、再委託の相手方への対価の支払等について適正に取扱うものとする。
- （５）受注者は、再委託の相手方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）に掲げる暴力団関係者または暴力団関係者と密接な関係を有する者でないことを十分に確認するものとする。

4 プロポーザルのスケジュール

内容	日程
公募開始(公表方法：ホームページに掲載)	令和7年1月14日(火)
参加表明書および添付書類の提出の受付期間(※提出方法は郵送または持参とする)	令和7年1月14日(火)午前8時30分から 令和7年2月4日(火)午後5時まで
参加表明に関する質問受付期限	令和7年1月21日(火)午後5時まで
参加表明に関する質問回答期限	令和7年1月28日(火)
技術提案書提出者選定通知書(電子メール及び書面)の発送	令和7年2月14日(金)
技術提案書に関する質問受付期限	令和7年2月21日(金)午後5時まで
技術提案書に関する質問回答期限	令和7年2月28日(金)
技術提案書提出期限	令和7年3月7日(金)午後5時まで
プレゼンテーションによる審査	令和7年3月14日(金)(予定)
審査結果の公表(ホームページに掲載し、合わせて審査結果通知書を発送する)	令和7年3月21日(金)(予定)
契約締結日	落札決定通知後

5 参加表明書及び資格確認書類の提出

本プロポーザルへの参加者は以下の書類を提出すること。

(1) 提出方法等

① 郵送又は持参(郵送の場合は、書留その他の到達を確認できる方法によること。)

② 提出先

事務局：長島町役場建設課

TEL：0996-86-1132（直通）

E-mail：kensetu@town.nagashima.lg.jp

(2) 資格確認書類

※各 A 4 判をゼムクリップ等でまとめること。(ファイル等に綴じる必要はない。)

① プロポーザル参加表明書(様式－1)

② グループ構成表(複数企業で参加する場合、様式－2)

参加者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

③ 会社実績(様式－3)

本事業に関連する実績契約書(写)など事業内容が分かるものを添付すること。

④ 各役割の予定技術者業務実績表(様式－4～5)

各役割の予定技術者の有資格証(写)を合わせて添付すること。

⑤ 代表者及び全ての構成員に必要な書類

ア 企業概要(様式－2－1)

イ 履歴事項全部証明書(法人のみ、申込日前3ヵ月以内のもの、写し可。)

ウ 国及び地方税の未納がない証明書(申込日前3ヵ月以内のもの、
写し可。)

エ 財務諸表(直近1年度)

⑥ 代表者又は構成員の何れかが必要な書類

建設コンサルタント(道路部門、鋼構造及びコンクリート部門、港湾及び空港部門)
の登録証(写)

⑦ 誓約書(様式－2－2)

(3) 技術提案書提出者選定結果通知

令和7年2月14日(金)に技術提案書提出者選定結果を通知する。

6 質問書の提出及び回答

参加表明書及び技術提案書の作成にあたり質問がある場合、以下のとおり質問を受け付けるものとする。なお、本案件の趣旨からかけ離れた質問や、電話又は来訪による口頭での質問及び期限を過ぎた質問は受け付けない。

(1) 提出書類 「質問書(様式-11)」に記載のうえ、提出すること

(2) 提出期間

- ・参加表明書 令和7年1月14日(火)から令和7年1月21日(火)まで
- ・技術提案書 令和7年2月14日(金)から令和7年2月21日(金)まで

(3) 提出方法 電子メール(※表題に「プロポーザル質問書」と明記し、送信後に電話にて着信確認を行うこと。)

(4) 提出先 事務局(前記5(1)に同じ)

(5) 回答方法

- ① 参加表明に対する回答は、令和7年1月28日(火)までに町ホームページにおいて公表するものとする。
- ② 技術提案書に対する回答は、参加表明書に記載された担当者の電子メールに令和7年2月28日(金)までに回答する。

7 技術提案書の記載内容、留意事項と審査項目

参加者は、仕様書に掲げる各事項全てについて、具体的な提案を技術提案書に記載すること。

また、提案における留意事項と審査項目は別紙「公募型プロポーザル手続等に関する説明書」のとおりとする。

8 技術提案書の提出

技術提案書の提出者に選定された者は、技術提案書を本町へ提出することができる。

- (1) 受付期限 令和7年3月7日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送（書留、その他の到達を確認できる方法によること。）
- (3) 提出先 事務局（前記5（1）に同じ）
- (4) 技術提案書の作成方法

代表者は、本プロポーザルの技術提案書を作成し、各々書類符号を記した表紙を付け、A4サイズでまとめたものを提出すること。（ファイル等に綴じる必要はない。）

- ① 技術提案書は、参加者1者につき1案とし、正1部、副10部を提出すること。
- ② 技術提案書の表紙を添付すること。（様式は任意）
- ③ 書類については、原則A4判の用紙とすること。ただし、参考資料については必要に応じてA3判折り込みも可とする。また、カラー印刷も可とする。
- ④ 技術提案書の作成に関する言語は日本語、単位は日本の標準時及び計量法、通貨は日本円によるものとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。
- ⑤ 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付するなど過大なものとならないよう留意すること。

9 プレゼンテーション

期 日：令和7年3月14日（金）（予定）

※参加資格確認結果通知と併せて日程を通知する。

提案時間：説明 30 分以内、質疑 20 分程度

参加人数：6名まで

- ・プレゼンテーションの順番は、原則として技術提案書の受付順とする。
- ・プレゼンテーションは、提出した技術提案書をもとに行うこととし、説明に用いるパソコン及びプロジェクターの使用は可とする。その場合、パソコンは提案者が持参す

ること。（スクリーンとプロジェクターは本町にて用意する。）

- ・提出された技術提案書をもとに、プレゼンテーション用資料を再構成することは可能とする。ただし、プレゼンテーション当日に追加資料を配付することは不可とする。

10 審査結果の公表

プロポーザルの審査結果は、令和7年3月21日（金）（予定）に、プレゼンテーションの参加者全員にその結果を通知する。

11 その他

- （1）本プロポーザルで提出された技術提案書の内容については、原則として確実に履行できるものとする。なお、受注者側の責により技術提案書に記載した内容を履行できなかった際に生じる損害については、原則として受注者が負うものとする。
- （2）プロポーザル参加に要する費用は、提案者の負担とする。やむをえない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消すことがあるが、この場合において、本プロポーザルに要した費用を本町に請求することはできないものとする。
- （3）本実施要領に基づき参加者又は選定された受注者が提出する書類の著作権は、当該者に属する。ただし、本町が、参加者の承諾を得た場合には、本実施要領に基づき提出される書類の内容を無償で利用できるものとする。
- （4）本町が配布する資料等は、本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- （5）参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「提案辞退届（様式-10）」を提出すること。なお、辞退した者は、これを理由として以後の事業発注等に不利益な扱いを受けるものではない。

- (6) 提出された書類については、提出期限以降は原則として差し替え、訂正及び再提出を認めず、返却しないものとする。ただし、必要に応じて、本町から追加資料を求めることがある。
- (7) 本プロポーザルにおいて、参加者が1者の場合であっても、本町の要求を満たす提案であり、各選定委員の評価点の合計の平均が180点以上(300点満点)であれば、その者を最優秀提案者として選定する。
- (8) 本事業の契約が成立するまでの間に選定された最優秀提案者が本実施要領に示された失格事項に該当することとなった場合は、当該提案者と契約の締結を行わない措置を講ずることができる。
- (9) 本プロポーザルの審査結果に対する異議申立てはできないものとする。
- (10) 本プロポーザルの提案者のうち最優秀提案者として選定されなかった者は、書面によりその理由について、通知の日の翌日から7日以内に説明を求めることができる。
- (11) 本実施要領に定めるもののほか、本事業の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び町条例規則等の定めるところによるものとする。